議案第１０１号

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第10条第1項中「防ぎょ」を「防御」に改める。

第12条第3項中「団員であって」を「団員は、」に改める。

附　則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布及び地方公務員法と整合を図るため、この案を提出するものであります。